

第Ⅲ章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

国指定時の説明や「史跡真福寺貝塚保存管理計画書」において掲げられた真福寺貝塚の価値を整理すると、おおむね次の4点に整理することができます。

- I 縄文時代後期から晩期の奥東京湾岸に形成された貝層を伴う集落遺跡であり、高まりの集落域とそれに接する谷の水場とが一体として保存されていること。
- II 集落域はもとより、そこに形成された貝層や谷の泥炭層遺跡など、縄文時代後期から晩期の各種の情報が集積・保存されていること。
- III 関東地方における縄文時代晩期土器編年研究における役割をはじめとする、考古学史上の重要性。
- IV 縄文時代に関するわが国を代表する重要な資料の出土遺跡であること。

まずIの具体的な内容は次のとおりです。

- ① 縄文時代後期から晩期にかけて形成された集落跡であり、台地上の集落域と谷の泥炭層遺跡から構成されていること。
- ② 直径150mほどの環状の貝層を伴っており、縄文時代後期以降の奥東京湾岸では希少な大規模な貝塚遺跡であること。

などが具体的な内容です。

次にIIの具体的な内容は次のとおりです。

- ③ 1辺10mを超える大形住居跡などの特異な遺構や、土偶、勾玉等を含む大量の遺物が出土すること。
- ④ 主に泥炭層遺跡から出土するクリ、クルミ、トチ、ウリなどの種子、主に貝層から出土する貝類及び獣魚類は、当時の食生活を伝える貴重な資料であること。

などが具体的な内容です。

IIIの具体的な内容は次のとおりです。

- ⑤ 大正15年の大山史前学研究所による発掘調査など、考古学史上重要な調査が行われてきたこと。
- ⑥ 特に、縄文土器編年研究において、真福寺貝塚出土土器が後期後半から晩期前半の編年研究に重要な素材となるなど、考古学研究に重要な資料を提供したこと。

などが具体的な内容です。

最後にIVの具体的な内容は次のとおりです。

- ⑦ 重要文化財に指定された「土偶」（ミミズク土偶 昭和32年指定。独立行政法人国立文化財機構所蔵）の出土遺跡であり、それが史跡として保存されていること。
- が具体的な内容です。

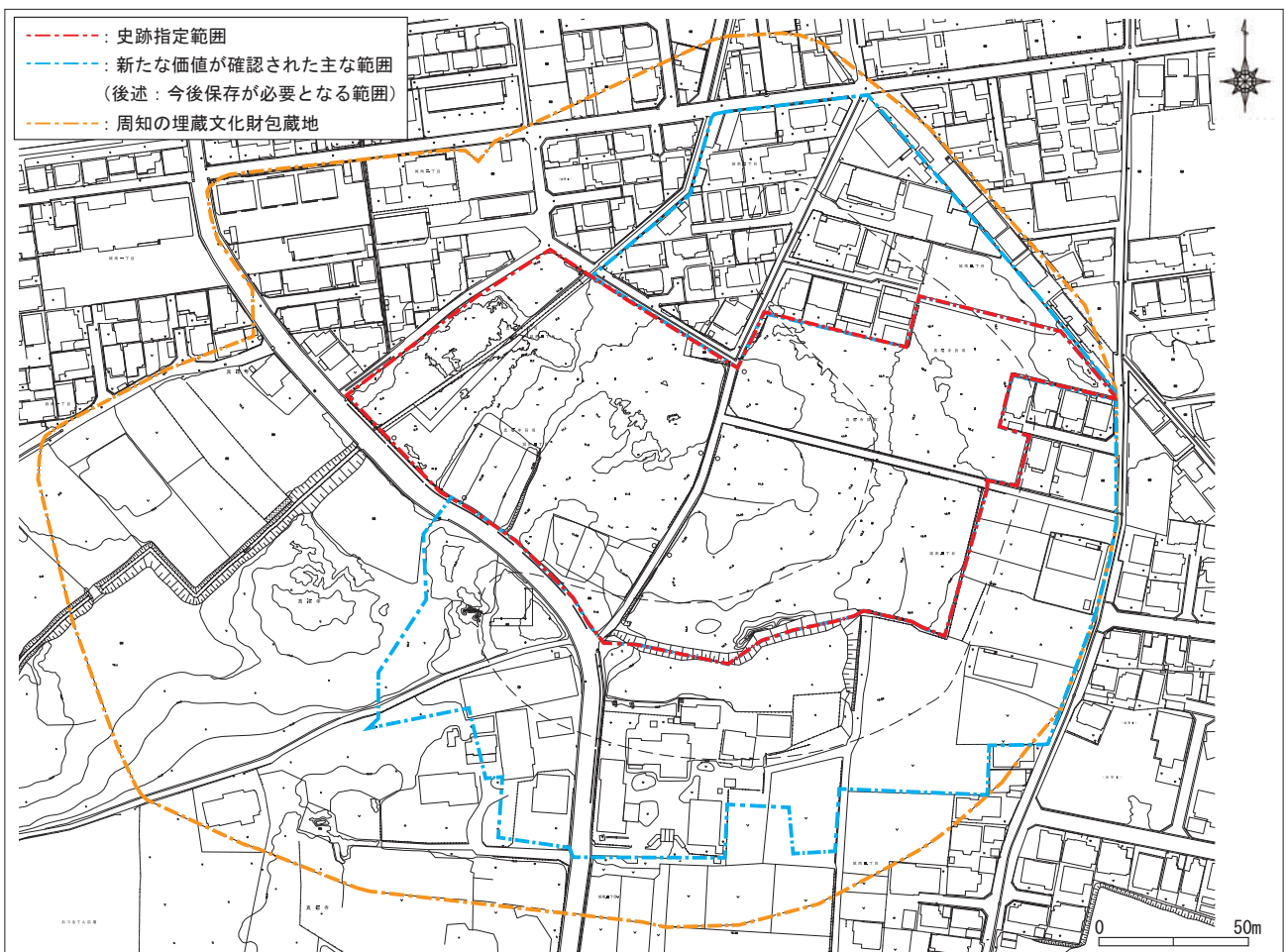
第2節 新たな価値評価の視点

1990年代以降、縄文時代後晩期集落構造に関する研究が大きく進展しました。縄文時代後期から晩期の拠点的な集落は大きな谷から分岐した谷奥に形成され、集落の構成は環状となり、長期間にわたり継続した居住域は周囲よりも盛り上がった高まりとなること、集落が面する谷は水場として利用されていたことなどが明らかになりました。真福寺貝塚では貝層の分布域の中心部分が「土手状に高まって」いることが、昭和15年の

東京大学人類学教室の発掘調査で中心的な役割を果たした酒詰仲男氏によって既に指摘されていました（文献 56）が、研究の進展によって、真福寺貝塚も縄文時代後晩期の拠点集落の基本的な類型に属することが明らかになりました。これによって、真福寺貝塚では、縄文時代後晩期の拠点集落の基本的な構成要素が史跡として保存されていることが明確となりました。

また、1990年代以降、従来不明な点が多く残されていた過去の真福寺貝塚調査資料の報告・紹介が進むとともに、指定地内でのレーダー探査やボーリング調査、指定地外での発掘調査など、真福寺貝塚に関する情報の整備・蓄積が進み、その実像を捉え直すのに必要な条件が整ってきました。その結果、例えば特異な遺物出土状態を示す大形住居跡として著名な昭和 15 年第 2 地点第 1 号住居跡や昭和 27 年の國學院大學による発掘調査地点が現在の史跡指定地の外側に位置していること、さらに、集落としての重要な要素である環状の高まりが、指定地の北側と南側に続いていることが判明しました（18 頁第 8 図）。現在の史跡指定地の外側にも真福寺貝塚の最も中核的な部分が残されていることが明らかになったのです。

なお、さいたま市は平成 13 年に 3 市の合併で誕生し、平成 17 年の岩槻市編入によって現在の市域が成立しました。大宮台地南半部の大部分とその周辺の低地にわたる現在の市域は、縄文時代後晩期には安行式文化の中心であり、安行 3 c 式を細分して安行 3 d 式が設定される際の中核的資料が出土した奈良瀬戸遺跡をはじめ、縄文時代後晩期の重要な遺跡が数多くあります（第 7 図参照）。真福寺貝塚は、国指定の史跡としてさいたま市を代表する文化財、歴史文化資源であるとともに、縄文時代後晩期の重要な遺跡が数多くある本市を象徴する遺跡でもあります。



第 17 図 新たな価値が確認された範囲

第3節 構成要素の特定

史跡真福寺貝塚の構成要素について、本質的価値を有する要素、その他の要素について整理しました。

また、現在の史跡指定範囲だけでなく、その周囲に遺跡の広がりが見込まれており、それらは遺跡の本質的価値を有する要素に匹敵すると考えられます。

史跡指定地内の構成要素

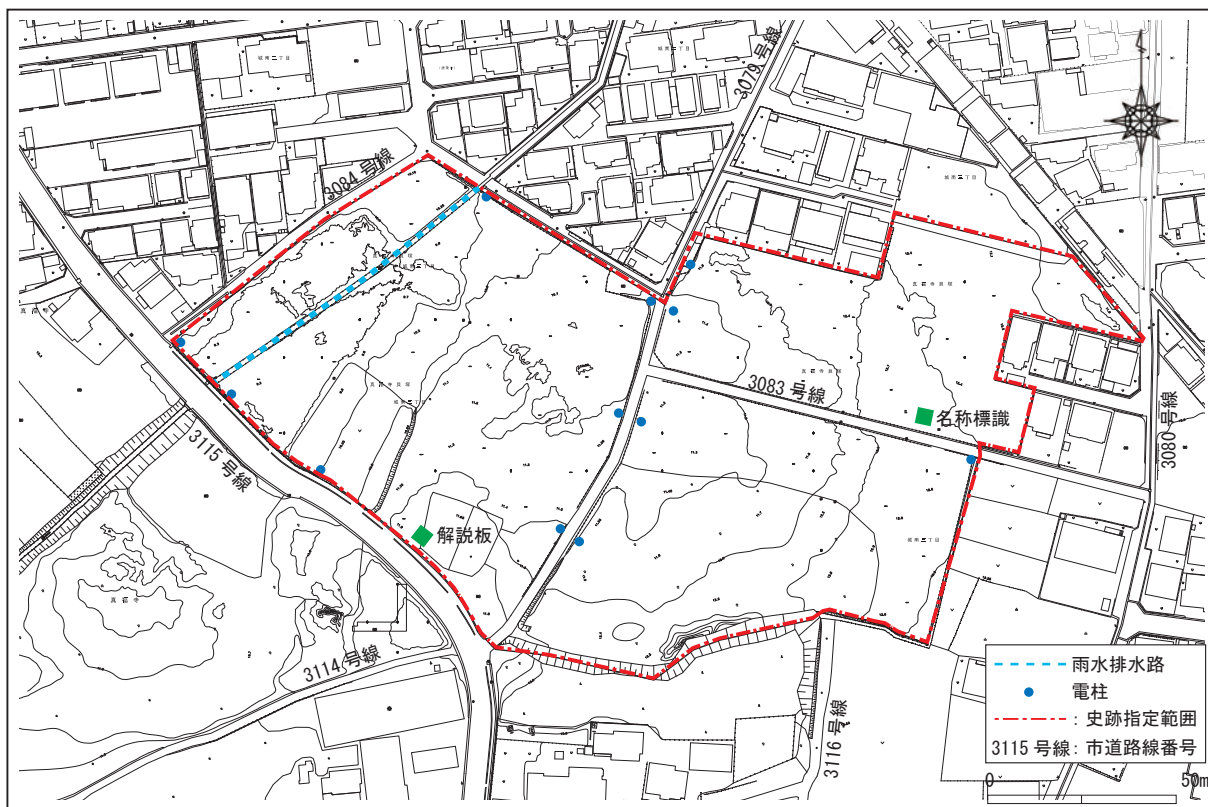
① 本質的価値を有する要素（保存・活用に資するもの）	
遺構・遺物	
谷・低湿地	<p>低地部に泥炭層が堆積し、良好な遺物包含層が遺存している。泥炭層からは、縄文時代後期後葉から晩期の様々な遺物が出土している。</p> <p>出土遺物 有機遺物：種子（クリ、クルミ、トチ、ウリ科）、木製品（弓、櫛、カゴ）、繊維製品、漆器</p> <p>水生植物（カヤツリグザ科など）が繁茂していた。水場や湧水を利用した木材加工や堅果類の処理を行っていたと考えられる。</p>
窪地	<p>谷と環状の高まりの間の斜面部分。直径約80mの窪地である。窪地と高まりの高低差は約2.2m。</p> <p>環状集落の広場であったと考えられる。</p>
環状の高まり（居住域）	<p>推定範囲外周約180m×120m、幅約48mの半円環状の高まりから、住居跡、土坑、遺物包含層が重なり合って検出された。住居跡は方形や楕円形で壁柱穴が巡るものが多い。1辺10mを超える大形住居跡も検出された。土坑は、袋状の貯蔵穴などが検出された。地下レーダー探査により小規模な貝層の集積が約40箇所推定されている。それらは、使用されなくなった住居跡や土坑に廃棄された貝層と考えられる。</p> <p>遺跡から出土した土器は、関東地方における縄文時代後期後半から晩期前半の土器編年を確立する中核的資料となった。昭和9年（1934）に山内清男が安行式を3区分した際、貝層出土土器を安行2式に、泥炭層出土土器を安行3式（現在は安行3c式）とした。</p> <p>出土遺物 土器：深鉢形土器、浅鉢形土器、注口土器、台付土器 土製品：土製耳飾、土版、土偶（国重要文化財ミニズク土偶が出土） 石器：打製石斧、磨製石斧、石鏃、石剣、砥石、磨石、石棒、石剣、環状耳飾 獣骨類（シカ、イノシシなど）、魚骨類（スズキ、クロダイなど）、貝類（ヤマトシジミ、ハマグリなど）</p> <p>縄文時代後期から晩期に貝塚を伴う環状の居住域が営まれていた。</p>
その他（それ以外のもの）	
工作物等	史跡の保護と情報発信を目的に、史跡名称標識、解説板、囲柵が設置されている。

② その他の要素	
遺跡内に存在する現状構造物等	
雨水排水路	指定地の北西に雨水排水路がある。
道路	指定地のほぼ中央に南北に道路が、そのほぼ中央から東に道路がT字形に存在する。
工作物	史跡指定地内に電柱・架空線がある（12本）。
庭木樹木	指定地のほぼ中央に庭木と思われる樹木がある。

遺跡の広がりが想定される範囲の構成要素

③ 本質的価値を有する要素	
遺構	
谷・低湿地	現状史跡指定地外であるが、指定地内から続く谷地形であり、縄文時代後期から晩期の遺物が出土している。これらは遺跡の本質的価値を有する要素に匹敵する重要な要素と考えられる。
窪地	現状史跡指定地外であるが、遺跡の広がりが想定される窪地であり、遺跡の本質的価値を有する要素に匹敵する重要な要素と考えられる。
環状の高まり	現状史跡指定地外であるが、史跡指定地から更に北側、南西側に突出して高まりが形成されていたと想定される。また、住居跡も検出されている。これらは遺跡の本質的価値を有する要素に匹敵する重要な要素と考えられる。

④ その他の要素	
遺跡の広がりが想定される範囲に存在する現状構造物等	
建築物	多くの住宅等建築物がある。
畑地	畑地がある。
工作物	電柱・架空線がある。 現指定地と民有地との境界に塀がある。
道路	道路が数箇所ある。



第 18 図 現状工作物等

第IV章 現状・課題

第1節 保存

(1) 現状

史跡指定地は、指定面積の93%の公有地化が済み、残る未公有地は畑・植木畑などとして土地所有者による土地利用が継続されています。公有地化済みの範囲では、既存の建物は除却され、大部分は更地として、一部は樹林として管理されています。

その内の谷・低湿地部分は1筆を除き公有地化が済み、公有地化済みの範囲は湿性植物が繁茂する湿地の状態で保存されています。窪地部分は2筆を除き公有地化が済み、公有地化済みの範囲は草原及び樹林として保存されています。以前、住宅等の建築物が所在したのはこの範囲ですが、現在は全て除却されています。環状の高まり部分は公有地化が完了し、周囲よりもなだらかに盛り上がった高まりとして保存されています。その大部分は更地となっていますが、一部樹林となっているところがあります。例えば、史跡の北西部外周から東方の指定地内を俯瞰すると、足下の湿地をはさんで広がる平坦な草原の向こうに、史跡東端部にある高まりがアイストップとなっており、平坦地から徐々に高さを増す柔らかな起伏を見ることができます。樹林の周辺では、史跡外から侵入した竹が繁茂しています。

日常管理として除草・剪定が行われています。竹林の広がり抑制のために、筥の伐採なども行っています。一部に管理用柵が設置されています。また、さいたま市教育委員会の史跡管理担当職員が定期的に巡視を行い、管理状態の点検や簡易な清掃を行っています。

(2) 課題

指定地内には、雨水排水路や道路、工作物（電柱・架空線）、樹林などがあり、その取扱いが課題となります。

第2節 活用

(1) 現状

史跡の説明会や講演会の実施、パンフレットの作成によって情報発信を行なっています。例えば、平成23年度から26年度に実施した史跡近接範囲での確認調査では、調査の様子を紹介する現地説明会や小学校・近隣高校の児童・生徒を対象とした見学会、考古学の専門家を招いた講演会などを開催しました。史跡指定から40年に当たる平成27年度には、毎年実施している「最新出土品展」の中に特設コーナーを設けて真福寺貝塚の紹介を行ったほか、史跡を所管している文化財保護課の窓口のミニ展示において、真福寺貝塚出土品の展示を行いました。また、さいたま市立博物館では、貝塚や縄文時代後晩期にスポットを当てた企画展等を定期的に行い、史跡と同じ岩槻区にある岩槻郷土資料館の常設展示で真福寺貝塚出土資料を中心とした展示コーナーを設けるなど、史跡を活用する取組を行っています。

(2) 課題

史跡の現地では公有地化の進捗に長期間を要し、整備可能な公有地の面的確保が遅れました。このため、昭和50年の史跡指定から長期間未整備の状態であり、今後、有効な活用を早急に行う必要があります。

第3節 整備

(1) 現状

活用のための整備として、解説板と名称標識が設置されています。解説板には、説明

文のほかに史跡の概要図や史跡内から出土した重要文化財「土偶」（ミミズク土偶）の写真などが掲載されています。

(2) 課題

遺跡の特性を活かした活用のための整備が必要となります。

第4節 運営・体制

(1) 現状

さいたま市が管理団体であり、直営で管理しています。平成28年3月現在の管理の所管はさいたま市教育委員会生涯学習部文化財保護課です。

(2) 課題

今後、史跡を適切に保護し、有効に活用していくためには、住民の積極的な参画が不可欠であり、その運営・体制づくりが必要となります。

第V章 大綱・基本方針

史跡真福寺貝塚は、縄文時代後期から晩期にかけて営まれた集落遺跡です。

この遺跡は、台地上に形成された居住域には高まりや貝層が形成されていることに加えて、低湿地（泥炭層）が一体となって保存されており、縄文時代後期から晩期の豊かな生活文化に関する情報が集積する貴重な遺跡です。

居住域や低湿地からは、土器や有機質遺物等、様々な遺物が検出されており、中でもミミズク土偶は国の重要文化財に指定されています。

また、当地から出土した土器は、昭和9年（1934）に山内清男により、関東地方における縄文時代晩期の標式土器として提唱され、学史的価値の高いものです（現在は安行3c式に分類されています）。

この貴重な遺跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承する必要があります。

そのためには、遺跡のもつ価値を地域の人々と共有し、身近な存在として感じることで、人々の積極的な保存・活用への参画を目指します。

活用においては、地形や自然環境を利用し、また低湿地や集落での体験活動を通じて、縄文時代に想定し得るような自然との関わりを体感できるものとしします。

また、遺跡の価値に触れることができる学びの場、さらに憩いの場として遺跡が人々に身近に感じられるものとしします。

上記の保存・活用を図るために、遺跡を確実に保護・保存するための整備を実施します。さらに、縄文時代の自然利用やくらしに関わる事象を表現するための整備を行います。その保存・活用の活動や管理のための基地、遺跡の情報提供の拠点となる施設の整備を検討します。

運営・体制について、遺跡の確実な保存管理と、積極的・継続的な活用を進めるための充実した体制づくりを行うものとしします。

- ① 貴重な遺跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承します。
- ② 地域の人々が遺跡のもつ価値を共有し、積極的な保存・活用への参画を目指します。
- ③ 自然環境を利用し、縄文人と自然との関わりを体感できる活用を図ります。また、遺跡の重要性を学ぶ場、さらに市民の憩いの場としての遺跡のあり方を目指します。
- ④ 上記の保存・活用を実現するための整備を計画的に実施します。
- ⑤ 遺跡の確実な保存管理と施設の維持管理のための体制、及び積極的・継続的な活用を行うための体制を整えます。